

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・22年4月号



★引っ越しでトラブルにならないために・・・福岡県消費生活センター

(相談事例)

- ①引っ越しの後、しばらくして食器が割れているのに気がつきました。運送業者に弁償して欲しいのですが。
- ②引っ越しをキャンセルしたところ、運送業者が置いていった段ボールとガムテープを返送するように言われました。返送の費用は負担しなければならないのですか？

(事例処理とアドバイス)

- ①引っ越しの際にキズを付けられたり物を壊されたりした場合は、運送業者が損害賠償をするようになっています。ただし「標準引越運送約款」では、業者の責任は、荷物を引き渡した日から3ヶ月以内に連絡がないと消滅することになりますので、キズや破損を発見したらすぐに業者に連絡するようにしましょう。
- ②段ボールの返送費用については、基本的には消費者と事業者の話し合いとなります。トラブルにならないためにも、段ボールは引っ越しを依頼する業者を決めてから受け取るようにしましょう。

毎年、3月から4月にかけては引っ越しシーズンのピークを迎えます。

納得いく引っ越しのためには、複数の業者から見積もりをとって、サービス内容をきちんと確認しておく必要があります。見積もり時に提示される約款をよく読んで、疑問点が残らないよう業者との打合せを十分に行いましょう。

★インターネットを利用した副業(ドロップシッピング)にご注意!・・・宗像市消費生活センター

(相談事例)

インターネットで副業紹介サイトを見て資料請求したところ、ドロップシッピングを仲介する会社から電話があり、「ホームページを作り、商品販売をすれば、月々10万円～20万円は楽に稼げる。開業資金も要らないし、仕入や在庫も必要ない。全面的にサポートする。」と勧められました。

登録やサポート費用80万円を支払って契約をしましたが、毎月注文はほとんどなく収入もありません。話が違うので解約したいのですが。

(処理結果)

「月々10万円～20万円は楽に稼げる。」という嘘の説明を受けて契約したので、契約の取り消しを申し出るように助言しました。業者側は、事業者間の取引であるとして、センターからの斡旋にも応じませんでした。

(アドバイス)

「ドロップシッピング」とは、自分のウェブサイト上に商品を掲載し、商品の注文があるとメーカーや卸業者から購入者に送るというシステムです。思ったように商品が売れないとか、返品の買い取りや購入者に対する責任などのリスクもあります。簡単に収入を得られる仕事はありません。多くの場合、契約には高額な費用が必要です。契約前に十分な説明を受け、契約書類を確かめるなど、慎重に対応しましょう。

困ったときは、
気軽にご相談
下さい



●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県	092-632-0999	(日曜日でも電話相談可)
福岡市	092-781-0999	(第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999	(土曜日でも相談可)
久留米市	0942-30-7700	
飯塚市	0948-22-0857	
宗像市	0940-33-5454	

* 電話のかけ間違いにご注意下さい。